

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2021年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、新型コロナウイルスの感染拡大の中で最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を考慮し、2020年度地域別最低賃金額の引き上げ額についての目安額の提示を見送った。これを受けて各地の地域別最低賃金審議会においても引上げ額を抑制し、引上げなしの地域もあり、引上げされた地域でも1円ないし3円の引上げにとどまった。茨城県では2円の引上げが行われ、茨城県での2020年度の最低賃金は851円であった。しかし、2円という引上げは、1日8時間、週40時間労働の場合で、月収にして約347円、年収にして約4171円の賃金上昇にとどまるものである。

近年、非正規労働者の数が増加し、世帯における主たる稼働者が非正規労働者であるという世帯も多数現れている。このような現状を踏まえれば、最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」として真に実効的に機能させることが必要不可欠であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるように、最低賃金額を引き上げることが喫緊の課題となっている。

この点、新型コロナウイルス感染症の影響で、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中で、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して、最低賃金引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化するためにも、最低賃金の引上げを後退させるべきではない。例えばフランスやドイツ、イギリスではこのコロナ禍でも最低賃金の引上げを実現している。我が国でも2021年度の大幅な引上げが必要である。

むろん、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、

その支援も必要である。最低賃金引上に伴う中小企業への支援策は、現在、国は「業務改善助成金」制度により影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、同制度は中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援等十分な支援策を講じることが必要である。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも見過ごすことのできない問題である。2020年度の最低賃金は、最も低い7県は時給792円、最も高い東京都で1013円であり、221円もの開きがあった。茨城県と東京都でも162円もの開きがある。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向があり、地域経済の活性化のためにも、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。この点、労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度についても積極的に検討すべきである。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会、茨城地方最低賃金審議会において、最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2021年（令和3年）7月9日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬修一